

第5章 放送及び有線放送

第1節 概 況

1 放 送

我が国の放送はNHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては、中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については、51年度末現在、放送事業者数は、NHKのほか民間放送が107社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は8,276局となっている。放送局数の内訳は、中波放送局491局、短波放送局3局、超短波放送局471局、テレビジョン放送局7,311局である。また、民間放送107社の内訳は、ラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社54社、ラジオ単営社17社である。

一方、国際放送は、NHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数を使用して、21の言語で1日延べ37時間にわたり、18の特定の区域向けの放送及びジェネラル・サービス（全世界向け）を実施している。

2 有線放送

有線放送は、有線ラジオ放送と有線テレビジョン放送とに大別される。有線ラジオ放送は、当初ラジオ放送を共同で聴取するものから始まったが、その後、農山漁村において地域情報を伝達するためのものや都市において飲食店等に音楽を流すための告知放送業務を行うもの及び街頭において広告宣伝を行う街頭放送業務を行うものなどが次第に発達してきた。有線ラジオ放送施設の数は、51年度末現在7,731施設であるが、このうち1,110施設は、電話の普及の遅れている農山漁村において有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行っている有線放送電話である。

有線テレビジョン放送は、主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが、最近では高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害の解消手段としても広く利用されるようになってきている。

48年1月から有線テレビジョン放送法が施行され、引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設については、設置について郵政大臣の許可、業務の開始に当たっては届出を要することとなったが、51年度末現在における許可施設の数は181施設（設置済み178施設）である。

また、引込端子数が51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは、業務の開始の届出を要することとされているが、51年度末現在の届出施設の数は9,986施設である。

第2節 放 送

1 放送網の形成

(1) 放送局の置局

ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては一の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525 kHz から 1,605 kHz までの周波数を使用している。

イ. 短波放送

NHKについては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、3, 6, 7, 9, 11, 15 及び17 MHz 帯の各周波数を使用している。

ウ. 超短波放送

NHKについては、全国1系統の放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、76MHzから90MHz帯の周波数を使用することとしている。

エ. テレビジョン放送

NHKの放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、次の放送が可能となるようにしている。

- ① 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては四つ以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県（東京都、愛知県及び大阪府を除く。）においては、そのほかに県の区域ごとに一つの放送
- ② 新潟県、長野県及び静岡県においては三つの放送
- ③ 上記①及び②以外の地域においては、県の区域ごとに二つの放送（鳥取県及び島根県においては、これらを併せた地域で三つの放送）

周波数は、VHF帯12ch（第1～第12ch）、UHF帯50ch（第13～第62ch）合計62chを使用することとしている。

（2）放送局の設置状況

51年度末現在における放送局の設置状況は第2—5—1表のとおりである。

2 放送時間

（1）NHK

51年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送事項別放送時間は、第2—5—2表、第2—5—3表及び第2—5—4表のとおりである。放送事項別の放送時間の比率を前年度と比較すると、中波放送及び超短波放送についてはほとんど変化はないが、テレビジョン放送については、番組改定等により若干の変化があった。

第2—5—1表 放送局の設置状況

(51年度末現在)

区 別	N H K		民 間 放 送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第 1 放 送	173	48	177	491
	第 2 放 送	141			
	計	314			
短 波 放 送	国 内 放 送	—	1	2	3
	国 際 放 送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	464	4	7	471
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	総 合 番 組 局	2,496	90	2,362	7,311
	教 育 専 門 局	2,453			
	計	4,949			
合 計	計	5,728	—	2,548	8,276

(注) 局数は中継局数を含む。

(2) 民間放送

51年度における民間放送の1日当たりの放送時間は第2—5—5表のとおりであり、放送事項別放送時間比率は、第2—5—6表及び第2—5—7表のとおりである。

また、各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は、ラジオ放送25.0%（前年同期25.6%）、テレビジョン放送37.3%（同36.7%）であって前年同期と大きな変化はなく、商業番組の占め

第 2—5—2 表 NHK の中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放 送 事 項	50 年 度			51 年 度		
		1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
第 1 放 送	報 道	時 間 分 53 32	% 40.2	時 間 分 19 02	時 間 分 55 44	% 41.7	時 間 分 19 05
	教 育	3 42	2.8		4 19	3.2	
	教 養	41 53	31.4		40 35	30.4	
	娛 楽	34 06	25.6		32 58	24.7	
	計	133 13	100.0		133 36	100.0	
第 2 放 送	教 育	99 06	76.5	18 30	99 10	76.6	18 30
	教 養	17 35	13.6		16 19	12.6	
	報 道	12 51	9.9		14 01	10.8	
	計	129 32	100.0		129 30	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第 2—5—3 表 NHK の超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放 送 事 項	50 年 度			51 年 度		
	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
報 道	時 間 分 17 46	% 14.1	時 間 分 18 01	時 間 分 17 46	% 14.1	時 間 分 18 02
教 育	9 58	7.9		8 24	6.6	
教 養	65 24	51.8		65 31	51.9	
娛 楽	33 01	26.2		34 33	27.4	
計	126 09	100.0		126 14	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—4表 NHKのテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区別	放送事項	50年度			51年度		
		1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
総合番組局	報道	時間分 44 05	35.8%	17時間36分うち17時間がカラー放送	時間分 45 34	36.7%	17時間44分うち17時間がカラー放送
	教育	16 37	13.5		19 40	15.9	
	教養	32 54	26.7		30 24	24.5	
	娯楽	29 35	24.0		28 27	22.9	
	計	123 11	100.0		124 05	100.0	
教育専門局	教育	103 10	81.9	18時間00分うち6時間がカラー放送	99 06	78.7	18時間00分うち12時間がカラー放送
	教養	22 03	17.5		25 51	20.5	
	報道	47	0.6		1 03	0.8	
	計	126 00	100.0		126 00	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—5表 民間放送のラジオ及びテレビの1日当たりの放送時間

区別	51年第1期(1月～3月)		52年第1期(1月～3月)	
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
1日当たり平均放送時間	時間分 21 37	時間分 17 01	時間分 21 50	時間分 17 09
1日当たり最高放送時間	23 54	20 14	24 00	20 54
1日当たり最低放送時間	17 00	5 06	17 05	5 13

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計90社の平均である。

第2—5—6表 民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	51年第1期(1月～3月)			52年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	13.9%	10.7%	13.0% (6.0)	14.3%	10.6%	13.3% (5.7)
教育	6.3	3.0	5.5 (8.7)	5.8	3.4	5.2 (7.4)
教養	21.3	17.1	20.1 (33.6)	21.2	15.8	19.8 (31.9)
娯楽	12.5	16.2	13.5	14.6	17.4	15.4
音楽	43.1	51.9	45.5 (51.4)	41.1	51.2	43.7 (54.9)
スポーツ	1.6	0.6	1.3	1.5	1.1	1.4
広告	1.0	0.1	0.7	1.2	0.1	0.9
その他	0.3	0.4	0.4 (0.3)	0.3	0.4	0.3 (0.3)
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)
商業・自主番組の比率	73.1 (56.7)	26.9 (43.3)	100.0 (100.0)	73.4 (54.2)	26.6 (45.8)	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における()内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

る比率も前年同期と大きな変化はない。

なお、広告主の産業別比率は第2—5—8表のとおりであって、前年同期と大きな変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

第2—5—7表 民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	51年第1期（1月～3月）			52年第1期（1月～3月）		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	10.9%	15.6%	11.6%	11.3%	13.6%	11.6%
教育	11.9	14.5	12.2	12.4	12.8	12.4
教養	25.1	21.2	24.5	25.4	21.4	24.9
娯楽	48.5	42.9	47.8	47.2	45.8	47.1
スポーツ	2.8	2.3	2.7	2.9	2.4	2.8
広告	0.7	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6
その他	0.1	3.0	0.5	0.2	3.4	0.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	86.6	13.4	100.0	87.3	12.7	100.0

「番組統計」（日本民間放送連盟）による。

（注） 1. テレビジョン放送の合計90社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

3 放送の受信状況

NHKが51年11月に行った全国視聴率調査によれば、テレビジョン放送（NHK及び民間放送）に対する国民の接触率（テレビジョン放送を少しでも見た人の割合）は、平日91%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョンを見ていることを示している。また、視聴時間は1日平均3時間28分となり、48年以来増加してきた視聴時間は、本年に至り初めて減少した。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日27%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は聴取者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況を保っている（第2—5—9表及び第2—5—10表参照）。

第2—5—8表 広告主の産業種別放送時間比率

分 類	51年第1期 (1月～3月)		52年第1期 (1月～3月)		
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ	
農 林 漁 業	0.2%	0.3%	0.2%	0.4%	
鉱 業・建 設 業	1.1	2.1	1.0	1.9	
製 造 業	52.6	63.5	51.4	63.5	
	調 飲 味 料 品	1.0	3.1	1.2	2.9
	そ の 他 の 食 料 品	4.9	6.4	5.1	6.4
	印 刷 織 維 紡 績	5.8	14.1	5.6	14.1
	医 薬 其 他 の 製 品	4.8	0.6	5.3	0.7
	石 け ん 他 の 化 粧 品	1.9	2.1	1.6	2.1
	肥 料 其 他 の 化 学 製 品	1.3	6.3	1.6	5.9
	レ ン ン コ 機 械 其 他 の 器 具	2.3	11.5	2.2	12.3
	そ の 他 の 製 造 品	0.6	1.2	0.6	1.1
		6.8	0.2	5.7	0.1
		15.7	12.0	16.0	11.9
		7.5	6.0	6.5	6.0
商 業	25.6	16.7	26.3	16.0	
	百 貨 店 業	2.7	1.8	3.5	1.9
	そ の 他 の 商 業	22.9	14.9	22.8	14.1
金 融・保 險 業		2.7	1.8	2.4	1.9
	金 融・証 券	2.1	0.8	2.0	0.8
	保 險	0.6	1.0	0.4	1.1
運 輸・通 信・そ の 他 の 公 益 事 業		3.6	1.8	4.0	2.0
	運 輸 業	1.7	0.8	2.3	1.0
	公 益 事 業	1.5	0.8	1.4	0.7
	そ の 他	0.4	0.2	0.3	0.3
サ ー ビ ス 業		11.4	6.4	11.1	6.3
	映 画 劇 場 及 び 興 業	1.1	0.8	0.8	0.6
	教 育 体 業 館 他	1.7	0.3	1.4	0.3
	非 営 利 団 体	3.5	0.6	2.4	0.7
	案 内 代 理	1.3	0.5	1.4	0.5
	旅 行 の 他	1.2	1.5	0.9	1.5
	そ の 他	3.6	2.7	4.2	2.7
公 務		1.7	3.0	1.6	3.1
そ の 他 の 産 業		1.1	4.4	2.0	4.9
計		100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計90社の平均である。

第2—5—9表 テレビ・ラジオ接触者率の変化

(全国、7歳以上の国民)

調査年月		49. 5	49.11	50. 6	50.11	51. 6	51.11
テレビ	平日	92%	93%	92%	93%	92%	91%
	日曜	93	96	92	95	93	94
ラジオ	平日	32	29	31	29	33	27
	日曜	23	21	22	21	23	22

「全国視聴率調査」(NHK)による。

第2—5—10表 テレビ・ラジオ平均視聴時間量

(全国、7歳以上の国民)

区 別		調査年月	午 前	午 後	夜 間	1 日
			時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
テレビ	平日	50.11	48	48	2 7	3 43
		51.11	45	39	2 5	3 28
	日曜	50.11	50	1 20	2 22	4 32
		51.11	51	1 7	2 16	4 14
ラジオ	平日	50.11	16	13	9	38
		51.11	16	12	8	36
	日曜	50.11	12	8	6	26
		51.11	12	9	7	28

「全国視聴率調査」(NHK)による。

(注) 午前 6:00~12:00 (ラジオについては午前 5:00~12:00), 午後 12:00~18:00, 夜間 18:00~24:00

第2—5—11表 NHKの受信契約者数の推移

年 度 末	普通契約者数	カラー契約者数	計
45	15,155,931	7,662,636	22,818,567
46	11,725,975	11,794,279	23,520,254
47	8,802,517	15,630,946	24,433,463
48	6,589,370	18,335,615	24,924,985
49	5,209,702	20,543,694	25,753,396
50	4,282,310	22,262,448	26,544,758
51	3,749,433	23,309,448	27,058,881

(注) 「普通契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいい、「カラー契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

NHKの受信契約数は第2—5—11表のとおり逐年増加し、51年度末現在普通契約374万9,433件、カラー契約2,330万9,448件、合計2,705万8,881件となっている。

4 テレビジョン放送の難視聴解消

(1) 難視聴の現状

ア. 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

現在、全国的にほとんどの地域で放送を受信できるようになっている。それだけに一部の地域における放送を受信できない世帯の存在が目立ってきた。特にテレビジョン放送の難視聴については、テレビジョン放送が国民の日常生活に不可欠なものとなった今日、重要な課題となっている。51年度末現在NHKについては難視聴世帯数は、全国で約73万世帯、民間放送については約190万世帯と推定されている。

イ. 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりするために、テレビジョン放送が見え

にくくなる現象が増加している。

高層建築物等によって電波の直接波がさえぎられること、あるいは高層建築物等による電波の反射波が生ずることが原因となって、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が現われたり、ゴーストと呼ばれる多重像が現われたりする。

都市内では、高層建築物や高架道路等が多く、これらの原因が複合して全体的にテレビジョン放送の映りが悪いところが増えている。高層建築物等によってテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を通常は都市受信障害といっている。

51年度末現在、高層建築物等によって生じているテレビジョン放送の受信障害世帯数は全国で約49万世帯と推定されている。

(2) 難視聴の解消

辺地の難視聴の解消については、中継局及び共同受信施設の設置により措置している。なお、50年度から極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の置局を始めた。NHK及び民間放送の辺地難視聴解消の年度別措置状況は第2—5—12表及び第2—5—13表のとおりである。

難視聴の解消は、世帯のまとまりの大きい地域から順次行われている。NHKの場合百世帯程度のまとまりのものはほとんど中継局の設置又は共同受信施設の設置により措置されている。一方、高層建築物等による受信障害の解消については、原因者責任の建前で、原因者（ビルの建築主、所有者等）が経費を負担して共同受信施設を建設したり、個別のアンテナの改善を行うなどの措置を講ずるのが通例となっている。

しかしながら、今後辺地の難視聴の解消は、少数世帯を対象とするケースが多くなることもあって、技術的、経営的に種々の困難な問題があると予想される。また高層建築物等による受信障害の解消についても、今後高層建築物等の増加に伴う受信障害の態様の複雑化により、その解決が困難になると予想される。

一方、地方公共団体の中には、中高層建築物の建築に関する指導要綱又は

第2-5-12表 NHKの年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中継局設置地区数	共同受信施設設置数
45	240	800
46	220	1,000
47	220	1,010
48	222	1,010
49	199	900
50	202	800
51	199	900

第2-5-13表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	45	46	47	48	49	50	51
中継局建設局数	191	170	144	191	199	212	336

環境保全に関する条例を定め、その中で中高層建築物による受信障害について建築主に対し相応の対応策を講ずべきことを求めているところが年々多くなっている状況にある。

このように辺地難視聴及び都市受信障害の解消が困難の度を加えてきているので、郵政省としては「テレビジョン放送難視聴対策調査会報告書」に基づき、制度的解決を図るために引き続き検討を進めているが、本年度は次の施策を講じてきた。

ア. 辺地難視聴対策

- (ア) 極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の民放とNHKの共同建設の推進等により難視聴解消の促進に努めた。
- (イ) 51年11月の放送局の再免許に当たり一般放送事業者に対し、難視聴の解消を郵政大臣より要望するとともに積極的に放送事業者を指導した。
- (ウ) 辺地における難視聴実態調査を行った（2か年計画の初年度）。

イ. 都市受信障害対策

- (ア) 高層建築物による受信障害解消についての指導要領により、当事者間協議に当たって紛争が生じないように指導した。
- (イ) 受信障害対策用 SHF テレビジョン放送局の免許方針を策定し、SHF テレビジョン放送局の実用化を図るとともに、これにより受信障害を解消する場合の当面の当事者間協議における基準的考え方を上記指導要領の考え方に準じて策定した。
- (ウ) 都市における受信障害実態調査を行った（2か年計画の初年度）。

5 放送大学の実施準備

44年10月、教育に対する国民の強い要望にこたえ、高等教育を受ける機会を広く国民各層に提供するための放送大学の検討について、郵政、文部両大臣から閣議報告を行い、以来、郵政省は放送大学のために全国的に放送が可能となるようテレビ1系列、FM1系列の周波数を確保するとともに、文部省と緊密な連絡をとりながら検討を進めてきた。

文部省に設置された「放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議」は、49年3月、「放送大学（仮称）の基本構想」を発表した。この構想で述べられている事項のうち、放送利用に関する事項の概要は、次のとおりである。

- (1) この大学は特殊法人とすること。
- (2) 大学が放送局の免許を受け、番組の制作及び放送のための人員、施設を持つこと。
- (3) 放送番組を制作する組織は、学長の統轄のもとに置くこと。
- (4) 放送番組審議機関を置くこと。
- (5) 大学の教育内容は、電波により直接一般国民にも視聴されるので、政治的に公平であることが要請される。これを学内の組織において確認できるような工夫をする必要があること。

49年度から文部省は「放送大学（仮称）創設準備調査会」を設置し、この基本構想をもとにして、更にこの大学の創設に必要な事項について準備調査

を進めてきたところ、50年12月、この調査結果を取りまとめ、「放送大学の基本計画に関する報告」を発表した。

- (1) この中で、全国世帯の約80%をカバーするためには、全国約200地点にテレビ、ラジオの送信所を段階的に整備していく必要があること。
 - (2) 前記(1)の送信所を設置するためには、約420億円の経費(土地代を除く。)が必要であること。
 - (3) 大学創設後の第一期事業の目標として、東京、名古屋、大阪の3広域送信所と東北、四国に第一次県別送信所を設置すること。
- などが述べられている。

51年4月には文部省の「大学設置審議会大学基準分科会」に新たに特別委員会が設置され、放送大学の設置主体、管理運営方式、教育課程等についての検討が行われ、引き続いて、放送大学を含めた大学通信教育一般に適用する基準の制定についての検討が行われている。また、文部省は、本年度「放送大学の放送業務に関する調査研究会議」を設け、放送大学の放送番組の制作及びその送出等放送システムについて調査研究を行った。

当省としては、今後とも文部省における放送大学に関する検討の進ちよく状況をみながら遺憾のないよう対処することとしている。

6 多重放送に関する調査研究

国民の情報需要にこたえるとともに、有限である電波の効率的使用を図るための一方策として、既存のテレビジョン放送や超短波放送(FM放送)の電波にその放送とは別の情報を重畳して放送を行う多重放送(テレビジョン放送の音声多重、静止画、文字情報、ファクシミリ等及びFM放送の音声多重、4チャンネルステレオ、ファクシミリ等)の実施について調査研究を行うため、郵政省においては、49年7月に学識経験者11名から成る「多重放送に関する調査研究会議」を設置した。

同調査研究会議は、51年12月に2年5か月にわたる調査検討の結果をとりまとめた報告書を郵政大臣に提出した。

同報告書は、第1部として定義、多重放送の種類、需要動向等総論的などりまとめをし、第2部として放送局の免許と周波数の占用、多重放送を主たる放送番組に対し補完的利用又は独立的利用をした場合の考え方等多重放送を実施に移す場合の制度上の諸問題を論じた上、第3部として今後の検討課題ともいふべき提言を行っている。

その後、52年1月、電波監理局に設置された「多重放送協議会」において、報告書で指摘されている諸問題について実務的観点から検討が進められている。

7 国際放送

国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は、ニュース等報道番組が約63%でその大半を占め、次いで国情紹介番組が約31%となっている。使用周波数帯は6, 9, 11, 15及び17MHz帯である。

51年度における国際放送の実施状況の概要は次のとおりである。

(1) 放送区域 (18)

欧州、欧州（ロシア）、北米東部、北米西部、中米、アフリカ、中東・北アフリカ、南米、ハワイ、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、豪州・ニュー・ジーランド、東南アジア、南西アジア、比島・インドネシア、東アジア、朝鮮

このほか全世界向けのジェネラル・サービスがある。

(2) 放送時間 1日延べ37時間

区域別放送（放送区域18）延べ23時間30分、ジェネラル・サービス13時間30分である。

(3) 使用語 (51年度末現在21)

英語、ドイツ語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレー語、タイ

語、ビルマ語、ヴィエトナム語、ヒンディ語、ウルドウ語、ベンガル語、アラビア語、スワヒリ語、朝鮮語、日本語

8 事業経営状況

(1) NHK

ア. 事業収支状況

51年度の収支決算は第2—5—14表のとおりである。これによると、51年度の経常事業収入は、1,915億円であり、前年度に比べ601億円の増加となっている。このうち、その大部分を占める受信料収入は1,875億円で前年度に比べ592億円増であり、普通受信料収入は160億円、カラー受信料収入は1,715

第2—5—14表 NHK の損益計算書

(単位：百万円)

区 別	50 年 度	51 年 度	増 △ 減
経常事業収入	181,374	191,505	60,131
受 信 料	128,371	187,523	59,152
交 付 金 収 入	352	612	260
雑 収 入	2,651	3,370	719
経常事業支出	149,344	170,215	20,871
給 与	58,207	63,772	5,565
国 内 放 送 費	35,833	42,304	6,471
国 際 放 送 費	865	1,043	178
営 業 費	18,774	23,378	4,604
調 査 研 究 費	1,803	2,090	287
管 理 費	17,238	20,765	3,527
減 価 償 却 費	12,965	12,955	△ 10
財 務 費	3,659	3,908	249
経常事業収支差金	△ 17,970	21,290	39,260
特 別 収 入	593	755	162
特 別 支 出	1,529	1,532	3
事業収支差金	△ 18,906	20,513	39,419

億円となっている。

この大幅な受信料収入の増加は、主として受信料の月額が51年6月分から普通契約については315円から420円に、カラー契約については、465円から710円にそれぞれ改定されたことによるものである。

一方、経常事業支出は、1,702億円であり、前年度に比べ209億円の増加となっている。

この結果、経常事業収支においては、213億円の収支差金を計上し、46年度以来5年ぶりの黒字となった（第2—5—15表）。

第2—5—15表 NHK の経常事業収支（決算額）の推移

（単位：百万円）

区別 年度別	経常事業収入	経常事業支出	経常事業収支差金
41	75,230	66,214	9,016
42	78,802	71,345	7,457
43	79,154	77,265	1,889
44	84,799	83,174	1,625
45	92,062	90,548	1,514
46	100,986	100,593	393
47	109,979	110,545	△ 566
48	118,723	119,679	△ 956
49	125,786	129,834	△ 4,048
50	131,374	149,344	△ 17,970
51	191,505	170,215	21,290

イ. 資産、負債及び資本の状況

51年度末における貸借対照表の概要は第2—5—16表のとおりであり、その資産総額は1,729億円で、前年度末に比べ258億円の増加となっている。このうち、固定資産は1,307億円であり、前年度末に比べ73億円の増加となっている。このほか、流動資産は403億円で、180億円の増、特定資産及び繰延勘

第2-5-16表 NHK の貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	50 年 度 末	51 年 度 末	増 △ 減
(資産の部)			
流 動 資 産	22,204	40,251	18,047
固 定 資 産	123,412	130,747	7,335
特 定 資 産	1,298	1,730	432
繰 延 勘 定	215	198	△ 17
資 産 の 部 合 計	147,129	172,926	25,797
(負債及び資本の部)			
流 動 負 債	17,627	24,621	6,994
固 定 負 債	55,511	53,801	△ 1,710
(負 債 合 計)	(73,138)	(78,422)	(5,284)
資 本	75,000	75,000	0
積立金△繰越欠損金	17,897	△ 1,009	△ 18,906
当期事業収支差金	△ 18,906	20,513	39,419
(資 本 合 計)	(73,991)	(94,504)	(20,513)
負 債 及 び 資 本 合 計	147,129	172,926	25,797

定は19億円で、前年度末に比べ4億円の増加となっている。

負債総額は784億円、資産総額に対し45.4%で、前年度末に比べ53億円増加となっている。このうち、放送債券は149億円、長期借入金は332億円である。

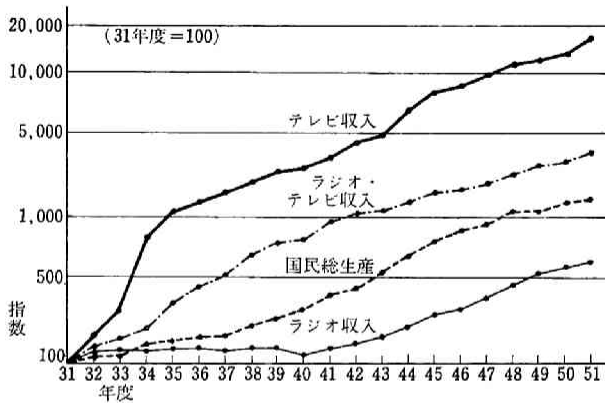
また、資本総額は945億円であり、前年度末に比べ205億円の増加となっている。これは当期事業収支差金を205億円計上したためである。

(2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存しているが、51年の広告業界は、当初景気回復の波に乗りながらも次第に回復のテンポが鈍り、秋口から中だるみ現象が顕在化してきたという経済環境の中であって、年間を通して比較的好調であった。

51年の広告費の総額は1兆4,568億円と推計されているが、これの国民総生産に占める割合は前年に比して増加はしたもののなお1%に満たない状況

第2—5—17図 国民総生産とラジオ・テレビ収入の推移



である。広告費のうちラジオ・テレビの電波媒体に投入される金額の総広告費に占める割合はわずかずつ上昇を続け51年は39.8%（5,797億円）となった。なかでも、テレビの占める広告費は35.0%（5,093億円）であり、新聞の占める広告費31.2%（4,550億円）を大きく上回った。

国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は第2—5—17図及び第2—5—18表のとおりである。

51年度の民放全社の収支状況は第2—5—19表のとおりであるが、総体的に営業収入が活発な広告需要に支えられて大幅に伸長し、加えて50年度の利益の落ち込みが大きかったことにより51年度における全体の純利益は前年度比91.5%増となった。なかでも、VHFテレビジョン放送単営社の利益の伸びが大きい。

民放107社中、広域圏内の県域テレビ局等13社が欠損を計上したが、そのうち前年度比欠損増の会社は5社であった。

財団法人極東放送を除く民放106社中、51年度配当を行った会社は86社であり、このうち新たに配当を始めた会社はUHFテレビジョン放送単営社2社である。

なお、51年度の配当状況は第2—5—20表のとおりである。

第2—5—18表 国民総生産と

年 度	国 民 総 生 産		ラ ジ オ 収 入		テ レ ビ
	金 額(A)	指 数	金 額(B)	指 数	金 額(C)
31	99,509	100	131	100	35
32	112,489	113	157	120	68
33	117,850	118	159	121	118
34	136,089	137	161	123	264
35	162,070	163	170	130	406
36	198,528	200	170	130	589
37	216,595	218	159	121	698
38	255,921	257	161	123	898
39	296,619	298	160	122	1,042
40	328,137	330	148	113	1,083
41	384,186	386	170	130	1,257
42	452,967	455	202	154	1,532
43	532,882	536	247	189	1,728
44	622,599	626	316	241	2,185
45	730,461	734	398	304	2,660
46	815,770	820	432	330	2,858
47	947,294	952	499	381	3,307
48	1,156,045	1,162	606	463	4,018
49	1,362,690	1,369	666	508	4,413
50	1,495,010	1,502	711	543	4,783
51	1,689,220	1,698	816	623	5,750

(注) 1. 51年度の国民総生産は、経済企画庁が52年9月に発表した推計値である。
 2. ラジオ収入及びテレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。

ラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

収入 指数	ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
	金額(D)	指数			
100	166	100	0.13%	0.04%	0.17%
194	225	136	0.14	0.06	0.20
337	277	167	0.13	0.10	0.24
754	425	256	0.12	0.19	0.31
1,160	576	347	0.10	0.25	0.36
1,683	759	457	0.09	0.30	0.38
1,994	857	516	0.07	0.32	0.40
2,566	1,059	638	0.06	0.35	0.41
2,977	1,202	724	0.05	0.35	0.41
3,094	1,232	742	0.05	0.33	0.38
3,591	1,427	860	0.04	0.33	0.37
4,377	1,734	1,045	0.04	0.34	0.38
4,937	1,975	1,190	0.05	0.32	0.37
6,243	2,501	1,507	0.05	0.35	0.40
7,600	3,058	1,842	0.05	0.36	0.42
8,166	3,290	1,982	0.05	0.35	0.40
9,449	3,806	2,293	0.05	0.35	0.40
11,480	4,624	2,786	0.05	0.35	0.40
12,609	5,079	3,060	0.05	0.32	0.37
13,666	5,494	3,310	0.05	0.32	0.37
16,429	6,566	3,955	0.05	0.34	0.39

る。

第2—5—19表 民間放送事業者の収支状況

(単位：百万円)

事業別	項目	営業収入	営業外収入	計	営業費用	営業外費用	計	利益	
中波放送 テレビジョン放送	兼営社	273,928	10,006	283,934	240,122	8,098	248,220	35,714	
		VHFテレビジョン放送	269,777	9,894	279,671	236,142	7,856	243,998	35,673
		(34社)							
	UHFテレビジョン放送	4,151	112	4,263	3,980	242	4,222	41	
	(2社)								
テレビジョン放送		356,203	6,123	362,326	306,415	11,934	318,349	43,977	
VHFテレビジョン放送	単営社	270,561	4,605	275,166	236,446	8,218	244,664	30,502	
	(14社)								
UHFテレビジョン放送	単営社	85,642	1,518	87,160	69,969	3,716	73,685	13,475	
	(40社)								
中波放送 超短波放送	単営社	40,007	1,453	41,460	36,358	1,239	37,597	3,863	
		中波放送単営社(12社)	30,448	1,138	31,586	28,071	1,076	29,147	2,439
		短波放送単営社(1社)	3,204	233	3,437	3,013	141	3,154	283
		超短波放送単営社(4社)	6,355	82	6,437	5,274	22	5,296	1,141
合計(107社)		670,138	17,582	687,720	582,895	21,271	604,166	83,554	

(注) 本表は、各民間放送事業者の52年3月期を最終とする最近の1か年間の収支状況を集計したものである。

第2—5—20表 民間放送事業者の配当状況

事業別	配当率(%)											計
	0	5	6	7	8	10	12	13	15	17		
中波放送・VHFテレビジョン放送兼営社						5	22	3	4			34
中波放送・UHFテレビジョン放送兼営社	2											2
VHFテレビジョン放送単営社	1					2	7	2	2			14
UHFテレビジョン放送単営社	12	1		1	6	11	7		1	1		40
中波放送単営社	5		1			3	2					11
短波放送単営社						1						1
超短波放送単営社					1	2	1					4
合計	20	1	1	1	7	24	39	5	7	1		106

(注) 1. 配当率は、普通配当のみである。
2. 財団法人極東放送(中波放送単営社)を除く。

第3節 有線放送

1 有線ラジオ放送

51年度末における有線ラジオ放送施設は、7,731施設であって前年度末に比べ179施設の増となっている。

有線ラジオ放送は、共同聴取業務（一区域内においてラジオ放送を受信し、これを再送信するもの）、告知放送業務（一区域内においてラジオ放送以外の音声その他の音響を送信するもの）及び街頭放送業務（道路、広場、公園等公衆の通行し又は集合する場所において音声その他の音響を送信し又はラジオ放送を受信してこれを再送信するもの）とに分類されている。

告知放送業務を行うものの中には、農山漁村において地域の情報や農事関係ニュースを流すものあるいは、これらの業務とラジオの共同聴取を合わせ行うもの、更に、以上の業務と電話業務を合わせ行うものがあり、また、都市において飲食店等に音楽を流すいわゆる有線音楽放送と通称されるものもこの中に含まれる。

51年度末におけるこれらの施設数は、第2—5—21表に示すとおりである。

第2—5—21表 有線ラジオ放送施設数

(51年度末現在)

業 務 別	施 設 数	
共 同 聴 取 業 務	17	
告 知 放 送 業 務	① 農山漁村において地域情報や農事関係ニュースを流すもの	3,413
	② ①とラジオの共同聴取を合わせ行うもの	1,198
	③ ②と電話業務を合わせ行うもの	1,110
	④ 有線音楽放送を行うもの	529
街 頭 放 送 業 務	1,464	
計	7,731	

第2—5—22表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(51年度末現在)

都道府県別	施設数	都道府県別	施設数	都道府県別	施設数
北海道	194	石川	265	岡山	170
青森	147	福井	43	広島	364
岩手	119	山梨	46	山口	173
宮城	81	長野	243	徳島	63
秋田	32	岐阜	73	香川	89
山形	72	静岡	139	愛媛	426
福島	57	愛知	157	高知	133
茨城	80	三重	279	福岡	263
栃木	55	滋賀	105	佐賀	103
群馬	91	京都	106	長崎	80
埼玉	106	大阪	164	熊本	235
千葉	113	兵庫	298	大分	56
東京都	424	奈良	120	宮崎	98
神奈川県	241	和歌山	265	鹿児島	557
新潟	102	鳥取	495	沖縄	54
富山	67	島根	88	計	7,731

2 有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送は、30年ごろからテレビジョン放送の共同受信施設として急速に普及し今日に至っているが、48年1月から有線テレビジョン放送法が施行されたことにより、施設の規模が引込端子数501以上を有する有線テレビジョン放送施設については、郵政大臣の許可及び業務開始の届出を、また、引込端子数51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは、業務開始の届出をすることとなっている。

有線テレビジョン放送の受信者は、許可施設、届出施設及び業務開始の届出を要しない施設（引込端子数50以下でテレビジョン放送の再送信のみを行うもの）の受信者を合わせると51年度末で約170万と推定される。

51年度末現在の有線テレビジョン放送施設（許可施設、届出施設）の都道府県別施設数は、第2—5—23表のとおりであり、兵庫県、東京都、大阪府、京都府、愛知県等が比較的多くなっているが、これらの地域では主として高層建築物等による受信障害の解消を図るための施設設置の需要が多いことによる結果であるが、兵庫県、京都府等では地形による難視聴の解消に対する需要が多いことによる面もあるものと考えられる。

（1）届出施設

51年度末現在の届出に係る有線テレビジョン放送施設は、9,986施設であって前年度に比べ1,352施設（13.5%）の増となっているが、特に、都市の高層化や宅地開発の進んでいる東京、横浜、名古屋、大阪及びその周辺地域、山陽新幹線が建設された地域等における増加の傾向が著しい。

届出施設における有線テレビジョン放送の運営主体は、そのほとんどが受信者によって構成された法人格のない社団であり、これらの社団のうち42.1%に当たる4,202施設（NHK調べ）は、NHKと地元住民団体が共同で施設を設置運営しているものである。これらの施設の行っている業務は、テレビジョン放送の難視聴解消を目的とする同時再送信が圧倒的多数を占めている。

料金については、契約料（加入金）は1万円以上2万円までのものが多く、また、利用料については、月額200円以下のものが多い。

なお、都市において高層建築物等によって生じた受信障害を解消するため、ビルの建築主等原因者によって設置されたいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものにあつては、契約料は無料、利用料は無料、又は月額50円ないし200円程度としているものが多い。

（2）許可施設

51年度末現在の許可施設の数、181施設であつて前年度末に比べ11施設

第2—5—23表 都道府県別有線テレビジョン放送施設数

(51年度末現在)

都道府県別	許可施設	届出施設	計	都道府県別	許可施設	届出施設	計
北海道	13	339	352	滋賀	0	164	164
青森	0	77	77	京都	3	376	379
岩手	1	150	151	大阪	2	386	388
宮城	0	101	101	兵庫	14	828	842
秋田	0	141	141	奈良	0	113	113
山形	0	135	135	和歌山	5	199	204
福島	1	199	200	鳥取	0	93	93
茨城	1	134	135	島根	1	193	194
栃木	2	75	77	岡山	9	276	285
群馬	3	169	172	広島	4	352	356
埼玉	2	142	144	山口	2	219	221
千葉	4	265	269	徳島	5	140	145
東京	11	687	698	香川	3	31	34
神奈川	8	349	357	愛媛	2	264	266
新潟	0	150	150	高知	1	235	236
富山	0	43	43	福岡	6	268	274
石川	0	108	108	佐賀	3	100	103
福井	0	125	125	長崎	2	215	217
山梨	9	115	124	熊本	0	142	142
長野	6	275	281	大分	3	184	187
岐阜	4	342	346	宮崎	0	117	117
静岡	28	249	277	鹿児島	2	166	168
愛知	15	376	391	沖縄	1	44	45
三重	5	135	140	計	181	9,986	10,167

(6.0%)の増となっている。

その運営主体、施設の規模等は、次のとおりである。

ア. 運営主体及び規模

運営主体別及び規模別にみた施設数は、第2—5—24表のとおりであるが、運営主体別では任意団体によるものが110施設であって、許可施設総数の60.8%を占め、次いで営利法人、地方公共団体、農協等協同組合の順となっ

第2—5—24表 運営主体別・規模別有線テレビジョン放送施設数
(51年度末現在)

運営主体	施設の規模 (引込端子の数)						計	構成比 (%)
	1,000以下	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～5,000	5,001～10,000	10,001以上		
営利法人	12	12	6	7	2	3	42	23.2
任意団体	77	28	4	1			110	60.8
地方公共団体	4	2	2	2	1		11	6.1
公益法人	3	3	1	1	1		9	5.0
農協等共同組合	3		2			1	6	3.3
その他	2	1					3	1.6
計	101	46	15	11	4	4	181	100.0

(注) 運営主体の「その他」は、個人が設置しているものである。

第2—5—25表 業務別有線テレビジョン放送施設数
(51年度末現在)

区 別	施設数	構成比 (%)
再 送 信	159	87.8
再送信, 自主放送	20	11.1
自主放送	2	1.1
計	181	100.0

ており、施設の規模別では、営利法人によって運営されるものの大規模なものが見受けられ、最大のものは引込端子数2万1,515となっている。

イ. 業 務

業務別にみた施設数は、第2—5—25表のとおりであるが、その大部分はテレビジョン放送の再送信のみを行うものであり、自主放送を行うものはまだ少数である。

再送信を行うものの目的は、第2—5—26表のとおりで届出施設の場合と同様難視聴解消を目的としているものが多い。

なお、営利法人等による大規模施設は、主として番組の多様化を目的としているものである。

ウ. 料 金

第2—5—26表 再送信業務の目的別施設数

(51年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比(%)
難 視 聴 解 消	98	54.7
難視聴解消・番組多様化	43	24.1
番 組 多 様 化	36	20.1
そ の 他	2	1.1
計	179	100.0

- (注) 1. 難視聴解消を目的とするものとは、当該有線テレビジョン放送施設のある地域を放送エリアとするテレビジョン放送が、山や建物等によって受信が困難となるため、有線テレビジョン放送により再送信するものをいい、いわゆる区域内再送信である。
2. 番組多様化を目的とするものとは、地元のチャンネルが少ないため当該有線テレビジョン放送施設のある区域を放送エリアとしない遠方のテレビジョン放送事業者の放送番組を受信し再送信するものをいい、いわゆる区域外再送信である。

料金は、運営主体、設置目的、施設の規模の大小によって異なる傾向を示しており、営利事業として番組の多様化のために再送信を行う施設に比較的高額のものが見られるのに対し、任意団体の施設又は都市におけるいわゆる補償施設では、契約料、利用料とも比較的低額のものないし無料のものが一般的である。

全許可施設のうち料金を徴収するものについてみると契約料は1万円以上2万円までのものが最も多く、次いで2万円以上3万円までのものとなっており、利用料は、100円から300円までのものが最も多く、次いで300円から500円までのものとなっている。

また、これらの施設のうち、営利を目的とした施設では、契約料は2万円から3万円まで、利用料は300円から500円までのものが最も多くなっている。

なお、契約料の最も高額なものは5万円であるが、契約料を徴収する施設の約90%は3万円以下となっており、また、利用料についても高額な施設では月額1,000円を徴収するものもあるが、大部分は500円以下となっている。

エ. 自主放送

有線テレビジョン放送施設者のうち自主放送を行うものは、51年度末現在において22施設となっているが、このうち20施設は、自主放送を再送信と併せ行っているものである。また、このほかに有線テレビジョン放送施設者から施設の提供を受けて有線テレビジョン放送業務を行うことができることとなっているが、この制度を利用して自主放送を行っている有線テレビジョン放送事業者は3事業者である。自主放送番組の内容は、地元公共団体や農業協同組合からのお知らせ、地域のニュース等が一般的である。

なお、自主放送について特別の料金を受信者から徴するものは見受けられず、通常の料金のほか広告料等により賄われている。